資　　材

平成 25 年 10 月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　　目	10　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−14,055	−9,763	−7,668
（対前年同月比）	（83.3）	（32.3）	（39.3）
貿易収支	−10,919	−8,748	−4,513
（対前年同月比）	（142.0）	（84.3）	（116.0）
輸出	58,332	57,172	49,495
（対前年同月比）	（17.9）	（12.0）	（−6.0）
輸入	69,251	65,921	54,007
（対前年同月比）	（28.2）	（18.2）	（−1.3）
サービス収支	−3,137	−1,015	−3,155
所得収支	13,615	16,279	12,483
経常移転収支	−838	−643	−607
経常収支	−1,279	5,873	4,208
（対前年同月比）	（—）	（14.3）	（−21.2）
投資収支	4,248	2,310	−4,548
直接投資	−8,880	−5,806	−11,032
証券投資	73,127	−52,585	12,774
（証券貸借取引を除く）	（31,231）	（−18,461）	（−35,677）
金融派生商品	1,724	−3,597	−84
その他投資	−61,723	64,297	−6,206
（証券貸借取引を除く）	（−19,827）	（30,173）	（42,246）
その他資本収支	−175	−177	−144
資本収支	4,073	2,133	−4,692
外貨準備増（−）減	−74	−9,041	−869
誤差脱漏	−2,720	1,035	1,353

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成25年11月29日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 18 日

財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名　　称	製品の区分		
紙巻たばこ	メビウス・モード・６	ＦＫ20本ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・モード・ワン・100's	ＦＳＫ20本ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・モード・スタイルプラス・６	ＦＫ20本ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・モード・スタイルプラス・ワン	ＦＫ20本ハードパック	日本	410円

国営当麻永山用水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営当麻永山用水土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年 12 月 18 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営当麻永山用水土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成25年12月19日から平成26年１月24日まで

３　縦覧場所

北海道旭川市及び上川郡当麻町各事務所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第８４６号

函館市千歳町24番11号本間ビル３階

申立人　木下　元章

本籍北海道函館市大船町360番地、最後の住所函館市日吉町１丁目22番７号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成24年12月26日、出生の場所北海道茅部郡南茅部町、出生年月日昭和５年８月８日、職業無職

被相続人　亡　田中　タミ

催告期間満了日　平成26年６月30日

函館家庭裁判所

平成２５年（家）第１２７５号

旭川市末広東１条９丁目５番６号

申立人　岡田　新經

本籍北海道旭川市１条通11丁目右３号、最後の住所旭川市高砂台５丁目21番７号高齢者コミュニケーション施設連、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成25年１月23日、出生の場所北海道上川郡士別町、出生年月日昭和14年３月25日、職業無職

被相続人　亡　小口　　孝

催告期間満了日　平成26年６月30日

旭川家庭裁判所

平成２５年（家）第１５０５号

埼玉県鴻巣市本町１丁目５番20―505号　グランスイート鴻巣

申立人　伊藤亥一郎

本籍東京都品川区二葉４丁目401番地、最後の住所埼玉県鴻巣市加美２丁目６番28号、死亡の場所埼玉県鴻巣市、死亡年月日平成24年４月21日頃から30日頃までの間、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和33年４月１日、職業無職

被相続人　亡　後藤　俊彦

催告期間満了日　平成26年６月27日

さいたま家庭裁判所